

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第100号

掲載内容

里親だより100号記念インタビュー

里親制度創設期の成長と衰退はなぜ起きたのか
天農秀樹さん * p.2 ~
もっと若者たちが集える機会を!!
中村みどりさん * p.5 ~

私の養育体験 檜山孝子さん * p.8 ~
社会的養護で育った子ども 後藤聰志さん * p.10 ~
養子縁組と社会的養護・雑感 * p.12 ~
情報短信 * p.14 ~
おすすめの本「次郎物語 第1部」 * p.16

トピックス(平成26年2月~5月)

■理事会を開催

3月17日(月)、東京・渋谷区の「子どもの城」で理事会を開催。平成26年度の事業計画・収支予算が了承されました。内容は全国里親会のホームページをご参照ください。

■被措置児童の虐待(平成24年度)が公表

3月14日(月)、厚生労働省において社会保障審議会の社会的養護専門委員会が開催され、「平成24年度における被措置児童等虐待」の集計が公表されました。

届け出・通告受理件数は214件で、虐待の事実が認められたのは71件。うち里親・ファミリーホームが7件です。これらの事例の分析のため委員会にワーキングチームが設けられることになりました。

■改訂版「里親信条」を決定

昭和32年に作られた里親信条の見直しをしてきましたが、地域の里親会などの意見を反映して、このほど57年ぶりに改訂版ができました。本紙15ページをご参照ください。

■厚生労働省に要望を行いました

5月8日(木)、星野崇会長ほか2名が厚生労働省家庭福祉課を訪問し、要望を行いました。要望の内容は本紙14ページを参照ください。

■日本テレビドラマ「明日、ママがいない」

1月から日本テレビ系列で放映されたドラマ「明日、

ママがいない」は、ドラマでありフィクションではあるものの、現在の施設や里親家庭と乖離しており、偏見や誤解を招くものであることから、1月21日(火)と2月5日(水)に厚生労働省の記者クラブにおいて全国児童養護施設協議会とともに抗議を行いました。

■今年も㈱セイバン様からランドセルをいただきました

昨年に続き今年も㈱セイバン様からランドセル“天使の羽根”65個をいただきました。小学校に入学する子どものいる里親家庭に贈呈され、子どもたちからお礼の手紙が寄せられています。



▲㈱セイバンの泉貴章社長と全国里親会副会長の御所伸之

■JX-ENEOS奨学助成

毎年行われているJX-ENEOS奨学助成が今年も行われました。高校以上の進学者全員に10万円が給付されるもので、今年度は里親家庭から99件の応募があり、2件辞退があったため97件の助成が決まりました。

全員に給付されることから、進学者の進路先などが分かるため、15ページに進路先を紹介しました。

里親制度創設期の成長と衰退 はなぜ起こったのか

『里親だより』が100号を迎えて、なにか記念になるインタビューをしてみたいもの、と思っていたところ、ご自身が里親でもある天農秀樹さん（52歳・千葉県在住）が、上智社会福祉専門学校の卒業レポートで「里親制度創設期の成長と衰退はなぜ起こったのか」を書かれたと聞いて、同じテーマでお話をうかがいました。

（木ノ内博道）

研究の動機

——天農さんの卒業レポートは特別賞を受賞したと言うことですが、すでに70年近くも前の、里親制度が作られる頃の研究をしてみたい、と思われたのはどうしてですか。

天農：私は、大学を出てからずっと金融関係の仕事をしてきました。3年ほど前、残りの人生で福祉の仕事をしたいと、証券会社を辞めて専門学校で勉強を始めました。同時に里親登録もして、里親になりました。そこで卒業レポートには里親制度を研究してみたいと思いました。一番不思議に思ったのは、昭和30年ごろには里親委託が盛んで、ピークとなった昭和33年の里親への委託児童数は1万人近く、里親委託率も20%にもなるのですが、その後は減少の一途をたどって、平成11年当時は委託児童数が2,000人強、里親委託

率も6.3%にまで落ち込んでいきます。敗戦直後、里親制度が公的な制度として体系化されますが、それがわずかな期間で衰退していく。何かあったのではないか、と感じたわけです。それが創設期を調べてみたいと思った動機ですね。

敗戦直後の養護觀

——占領軍の資料なども含めて、さまざまな文献調査をされましたか、まず、終戦直後、国はどう考えていたのでしょうか。

天農：終戦になる前の昭和20年6月に「戦災孤児保護対策要綱案」が作られるわけですが、これには①養子縁組、②個人家庭に対する委託、③集団による保護育成、が挙げられていて、最初に養子縁組がきています。終戦後の昭和20年9月に作られた「戦災孤児等保護対策要綱」でも①個人家庭への

保護委託、②養子縁組、③集団養育、の順に書かれています。それから2年後の昭和22年12月に作られた児童福祉法においても、都道府県知事が児童を里親に委託し、または乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、

療育施設もしくは教護院に入所される措置をとる、と規定しています。法案を検討していた当時から、要保護児童の委託先は家庭が望ましいと考えていたのですね。

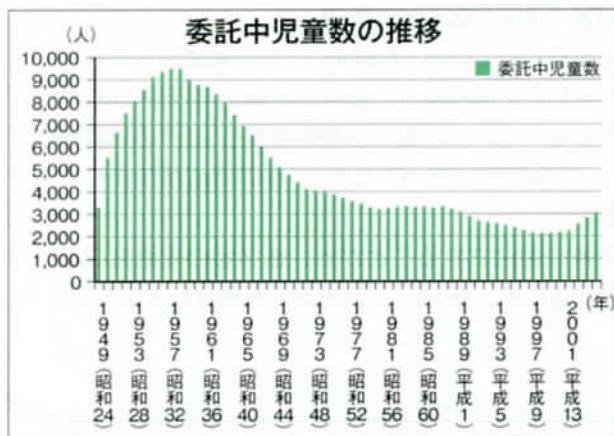
——当時は占領軍の指導も強いと思われますが、占領軍はどのように考えていたのでしょうか。

天農：連合国最高司令官総司令部、これはGHQのことですが、昭和21年9月に「世話と保護を要する児童」と題して日本政府に覚書（指令書面）を出しています。内容としては①里親家庭に児童を送致する活発な計画、②里親家庭に対する適切な政府補償、③適当な里親家庭が見つからない児童の世話と処遇について施設を適切に指導監督していく、というものです。GHQが里親制度を重視していたことがうかがえます。

児童福祉法の制定と里親制度

——「児童福祉法」は昭和23年1月に施行されますね。それからの里親制度はどうなっていくのでしょうか。

天農：その後、「児童福祉法施行令」や「児童福祉法施行規則」が同じ年の3月に制定されます。10月には「里親等家庭養育運営に関する」が都道府県に通知され「家庭養育運営要綱」が作られます。蛇足になりますが、この通知が出た



10月4日を、昭和25年以降「里親デー」として、さらに昭和29年以降、毎年10月は全国的に「里親委託促進月間」として現在に至っています。

——里親制度が活発に動き出した時代ですね。当時、地域の里親会も次々と作られていきました。たとえば鳥取県は早くて昭和25年に、広島県が26年に、島根県や千葉県、群馬県が27年に発足しています。こうして里親制度が躍進していくかに見えますが、その後はどうなっていくのでしょうか。

天農：昭和25年5月に「児童福祉法」の第4次改正が行われます。この時の議論で、「児童福祉施設最低基準」にならって、里親にも厚生大臣が最低基準を定めることができます（法45条）。ところが、里親への最低基準が作られたのは50年以上もたった平成14年のことです。

もう一つ触れておきたいことがあります。国連社会事業部から日本政府に派遣してきたアリス・K・キャロル女史は昭和25年から翌年8月まで、主に児童相談所の業務について実地指導を行い、それを「児童福祉マニュアル」としてまとめました。これは厚生省児童局の編纂で昭和26年に刊行されています。このマニュアルには、児童処遇選択肢のなかで里親委託のことが非常に詳しく書かれています。このマニュアルと「家庭養育運営要綱」のおかげで、昭和30年前後に、大きく里親委託が進んだと論じている研究者がおられます。

——それなのに、どういう形で里親制度に転機が訪れるのか、興味がありますね。

幻となった児童福祉法 全面改定

天農：「児童福祉法」は昭和25年

に第4次改正が行われたと言いましたが、その後、昭和26年に第5次改正が行われました。この改正では当初、広範な全面改正が構想されていました。ところが急きよ一部改正に切り替えられました。当時の厚生省児童局長高田氏の言葉を借りれば「諸般の事情」だと言うのです。その事情とは、同年に制定された「社会福祉事業法」が優先されたことです。よって「児童福祉法」の改正は、同法の制定に伴い、必然的に必要な調整事項のみとされたのです。

そもそも「児童福祉法」を全面改定する案が出てきたのは、キャロル女史からの長期にわたる実地指導によって多くの示唆が与えられて、里親制度の充実と振興を改正試案に反映させようとしたからです。

当時、厚生省でこれを担当した網野智事務次官は「里親制度はひろく国民と児童福祉事業を直接につなぐ重要な架橋でもある」と言っています。昭和25年に刊行された「児童福祉の諸問題」のなかで、網野氏は職業としての里親像まで提言していて、養育に費やされた時間と労力には適当な対価が払われるべきだとしています。

民間福祉施設の動き

——「児童福祉法」の4次改正から5次改正までの間に大きな変化があった、と言うわけですね。4次改正で定められた里親の最低基準がとん挫したり。ところで、終戦直後の社会福祉施設はどんな状態だったのでしょうか。

天農：戦前の民間社会福祉事業は公的な補助金よりも寄付や事業収入など自主財源で賄っていたようです。ところが、敗戦でこうした事業者も壊滅的な打撃をこうみました。

戦後の動きとしては、まず昭和



▲天農秀樹さん

21年2月にGHQが日本政府に「社会救済」を求める9月に旧「生活保護法」が制定されます。この法に定められた保護施設に、養護施設の前身だった孤児院、育児院、浮浪児収容所も含められています。同法の制定により、民間の保護施設も、市町村から収容の委託を受けた場合、その運営費や事務費を受け取れる方式である「措置委託」が認められます。

さらに、保護施設の設備に関する費用についてもかなりの部分を公的補助で賄うことができたのです。ところが、昭和21年10月に「政府の私設社会事業団体に対する補助に関する件」という覚書によってこの補助が著しく狭められていきます。さらに、昭和22年5月に「日本国憲法」が施行されると、第89条によってまったく支出ができなくなります。第89条というのは、公金を宗教団体や民間の慈善、教育、博愛の事業に支出してはならない、というもので、民間社会事業への公金補助が憲法レベルで禁止されたんです。

——民間の社会福祉施設事業者は困ったでしょうね。

天農：ええ、それで関係者の強い要望もあって、昭和25年5月に制定された新「生活保護法」では厳しい条件付きながらも、ようやく公金補助が認められることになります。その後、昭和26年3月には「社会福祉事業法」が制定されます。社会的弱者を対象とした主に収容施設系の事業を第一種社会福祉事業としたうえで、児童福祉施設も

挙げられています。昭和26年6月に施行された「児童福祉法」第5次改正では、新「生活保護法」と同じ趣旨の規定が設けられて、民間児童福祉施設関係者の積年の要望であった施設の設備費に対して公的な助成が受けられることになりました。

——憲法89条で民間社会事業に対する公金支出が禁止されているのに、どうしてそれが可能になつたんでしょうね。

天農：実は、社会福祉事業法の制定により新たな特別法人である「社会福祉法人」が創設されるんです。ここにとてもトリッキーなお話がありましてね。憲法89条では、「公の支配に属さない」民間社会福祉事業に対しては公金支出を禁止したわけです。だったら、「公の支配に属する」法人をこしらえれば公金支出はできるだろう、とどうもなつたようなんですよ。

——憲法解釈の問題なんですね。現在も憲法の解釈をどうするかは議論になりますが、作られた

当時にもうそんなことがあったわけですか。

天農：結局、民間社会福祉事業に対する公金支出は「社会福祉法人」に集中していったわけなんです。

調査研究を終えて

——里親制度が昭和22年に創設されて、昭和33年に里親への委託児童数がピークを迎える、そこには終戦直後の熱い思いが感じられるのですが、天農さんはこうして調査をされてきていたかがですか。

天農：家庭養育が児童保護の方法として本来望ましいものであると言う考え方が、厚生省内にしっかりとあったと言うことが国会答弁などでうかがえます。一連の法案作成にもそれは感じられます。

「児童福祉法」の第5次改正の全面改定は実現しませんでしたが、その1か月前に児童憲章が制定されています。全面改定に向かう勢いが児童憲章の制定・宣言に結実

していったのではないか、と思っています。

——里親制度が衰退していった背景には養護施設（後の児童養護施設）の動きがあった。そのことについていかがですか。

天農：戦争によって壊滅的な打撃を受けた保護施設の関係者にしてみれば、一刻も早い復旧は切実な願いだったと思います。ところがGHQの方針、憲法89条による公金の支出の禁止と、苦境に陥ることになります。それが「児童福祉法」の第5次改正で「公立施設が不十分であるときに限り」という条件付きですが、施設の設備費に対する公的補助が可能になっていきます。

——そして日本の社会的養護の力タチが決まっていく、と言うわけですね。お忙しいなかお時間をおいただきありがとうございました。

※天農秀樹さんの卒業レポートをお読みになりたい方は下記のURLに。

<http://fosterfamily.web.fc2.com/monthly/amanofile.html>

■政策主体の動向

- 1945年（昭和20年）
 - 6月 「戦災遺児保護対策要綱案」策定
 - 7月 ポツダム宣言の受託により敗戦
 - 9月 「戦災孤児等保護対策要綱案」策定

- 1946年（昭和21年）
 - 2月 社会救済（SCAPIN775）
 - 9月 旧生活保護法の制定（同年10月施行）
 - 10月 「政府の私設社会事業団体に対する補助に関する件」の覚書
 - 11月 日本国憲法公布（憲法89条）

- 1947年（昭和22年）
 - 5月 日本国憲法施行（憲法89条）
 - 12月 児童福祉法制定（翌年1月施行）と里親制度の発定

- 1948年（昭和23年）
 - 10月 「家庭養護運営要綱」の制定
 - 12月 児童福祉施設最低基準制定

- 1949年（昭和24年）
 - 11月 社会福祉行政に関する6項目提案

- 1950年（昭和25年）
 - 5月 新生活保護法制定（即日施行）
 - 5月 里親最低基準の定めを規定（第4次児童福祉法改正）
 - 10月 社会保障制度に関する勧告

- 1951年（昭和26年）
 - 3月 「児童福祉マニュアル」刊行
 - 3月 社会福祉事業法制定（即日施行）
 - 5月 児童費率制定
 - 6月 第5次児童福祉法改正（同年10月施行）

- 1953年（昭和28年）
 - 8月 社会福祉事業振興法の制定（翌年4月施行）
 - 8月 社会福祉事業法改正（社会福祉事業振興会法附則17項による改正）

（天農秀樹・作成）

■地域の里親会の発足年

- 1950年（昭和25年）
 - 鳥取県里親会
- 1951年（昭和26年）
 - 広島県里親連合会
- 1952年（昭和27年）
 - 群馬県里親の会・千葉県里親会・島根県里親会
- 1953年（昭和28年）
 - 栃木県里親連合会・長野県里親会連合会・熊本県里親協議会
- 1954年（昭和29年）
 - 茨城県里親連合会・埼玉県里親会・富山県里親会・岡山県里親会
- 1955年（昭和30年）
 - 宮城県里親会・神奈川県里親会・三重県里親会・兵庫県里親会連合会・札幌市里親会
- 1957年（昭和32年）
 - 和歌山県里親会・名古屋市親和会・大阪市里親会・神戸市里親会
- 1958年（昭和33年）
 - 北海道里親連合会・静岡県里親連合会・横浜市愛児会（現・こどもみらい横浜）
- 1961年（昭和36年）
 - 奈良県里親会
- 1962年（昭和37年）
 - 山口県里親会
- 1964年（昭和39年）
 - 新潟県里親会・宮城県里親連合会
- 1965年（昭和40年）
 - 愛媛県里親連合会
- 1966年（昭和41年）
 - 京都市里親会
- 1971年（昭和46年）
 - 香川県里親会
- 1972年（昭和47年）
 - 沖縄県里親会・川崎市あゆみの会
- 1973年（昭和48年）
 - 東京養育家庭の会
- 1975年（昭和50年）
 - 北九州市里親会
- 1976年（昭和51年）
 - 岩手県里親会
- 1978年（昭和53年）
 - 徳島県里親会
- 1979年（昭和54年）
 - 広島市里親会
- 1989年（昭和62年）
 - 福井県里親会
- 1999年（平成11年）
 - 山形県里親会
- 2003年（平成15年）
 - さいたま市里親会
- 2006年（平成18年）
 - 堺市里親会
- 2007年（平成19年）
 - 横須賀市里親会・浜松市里親会

（「里親と子ども」4号「地域里親会の活動」を元に作成）

もっと若者たちが集まる機会を!!

IFCO大阪世界大会・ ユースプログラムの成果



▲中村みどりさん

昨年9月13日～16日にかけて大阪国際交流センターで開催されたIFCO (International Foster Care Organization／国際フォスター・ケア機構) 大阪世界大会。この大会では15～29歳の若者（ユース）のためのプログラムも同時並行で行われ、100人を超える若者が参加しました。ユースプログラムはどのような内容で、どんな成果があったのでしょうか？ 責任者を務めた中村みどりさんにお話を伺いました。（村田和木／ライター）

CVVが中心となつて

中村みどりさんは現在、子ども中心の里親養育を推進するNPO法人キーアセットのスタッフとして、里親開拓や里親支援に携わっています。ご自身も社会的養護の経験者で、乳児院と児童養護施設で約17年暮らしました。

彼女が高校2年生だった2000年夏、関西の児童養護施設で生活する高校生たちと一緒にカナダを訪問し、里親家庭や施設で暮らす若者たちと交流する機会がありました。その出会いに大きな刺激を受けた中村さんは、帰国後、一緒に訪問した人たちと共にCVV (Children's Views & Voices／子どもたちの視点と声) を立ち上げます。この名前には「自分の体験や想いを積極的に表現し、他の人の話も聞けて、なおかつ、子どもたちの生活がより良くなるような活動をしよう」という抱負が込められています。

また、中村さんはカナダ訪問をきっかけに大学進学を決意。彼女がいた施設で初めての大学進学者となり、奨学金を受けながら福祉を学びました。

高校卒業後からCVVの代表として活動した中村さんは、2010年秋から1年間、ワーキング・ホリディでカナダ・トロントに滞在しました。2011年7月にバンクーバー島で開かれたIFCO世界大会にも参加したことから、ユースプログラムの責任者に任命されたのです。ユースプログラムのスタッフは約20人。全員がボランティアで、ほとんどがCVVのメンバーや協力者でした。

ユースの活動内容

IFCO大会におけるユースプログラムは、大人とは接点がないため、秘密のペールに包まれている印象です。どんなプログラムを実施したのか、中村さ

んに詳しく語っていただきました。

中村：大阪大会は、日本ではもちろんのこと、アジアで初めてのIFCO世界大会ということもあり、準備段階から手探り状態が続きました。大会実行委員会大阪本部からのアドバイスもいただきながら、CVVスタッフと20回以上の会議を重ねて、プログラムの内容をつくり上げていきました。

日本では、社会的養護の経験者が一堂に会する機会や場所が少なく、特に里親家庭で暮らした若者や里親家庭の実子が全国的なレベルで集まる機会はほとんどなかったように思います。本大会では、カタチだけではない、中身の伴った「**集う機会**」を提供することができました。「皆様の協力なしには、実現できない事業だった」と痛感すると同時に、ユースプログラムのための場所と時間を確保してくださったことに感謝しています。

◆目的はエンパワメント

プログラム構成にあたり、目的を『エンパワメント』としました。それぞれが持っている力を引き出せるように、また、同じ立場の若者が集うことによって、「明日からも元気に頑張ろう」という気持ちになってもらいたいと考え、次の3つを掲げました。

- 社会的養護を経験する若者にとって、一人ひとりの意見が大切にされる場の提供。
- 体験の共有と仲間がいること、ひとりでないことを知ってもらう。
- 大会参加を通じて参加者がエンパワメントされる。

◆行動基準に署名

開会式直後、すぐにユースプログラムを始めました。まず、参加者に11項目にわたる「行動基準」

を記した紙を渡して署名していただきました。未成年の場合は保護者にも署名をいただき、そのほかに緊急連絡先の電話番号、ホテルに泊まっている人は宿泊先の部屋番号も書いてもらいました。

◆初日：テーマは「てあい」

行動基準に署名をしていただいた後、グループ分けをしました。初日の参加者約80人を8つのグループに分け、交流が深まるように、大会期間中は同じグループで活動してもらいました。

グループ分けは大会前、参加者名簿をもとに行つたのですが、年齢・性別・住んでいる地域が重ならないようにするのが大変でした。また、里親家庭や施設で暮らしているインケアの人と、既に社会になっている人が同じグループになるよう気を配りました。10代の人たちが、生き方のモデルとなるような先輩と出会えるようにしたかったからです。

グループ分けの後は、自己紹介のワークショップを行いました。まず、自分の名札作りです。名札には「呼ばれたい名前・住んでいるところ・好きな食べ物・今日したいこと」を記入してもらい、名札ができたら、初対面の緊張や不安をほぐすアイスブレイクを行いました。

次に、各グループで、その日を楽しく過ごすためのルールを決めてもらいました。名札とルールづくりは毎朝行い、新たに参加したユースにはそれぞれのグループの人から説明してもらいました。

夜はボウリング(自由参加)です。100人近いユースとスタッフが会場からボウリング場まで電車で移動したため、本当に大変でした。でも、迷子が1人も出ず、ホッとしました。

チルアウト(chill out) ルームの設置

ユースの中には、グループへの参加が難しい状況の人もいます。そこで、落ち着いて過ごせる「チルアウトルーム」を設置し、グループワークがつらくなったら、チルアウトルームで休んでもらいました。大会中、チルアウトルームだけで過ごした人も、少数ですが、いました。途中で帰らずに、最後までよくいてくれたと思います。

◆2日目：テーマは「体験と居場所」

2日目の午前中は、みんなでゆっくり過ごす時間にしました。日本のユースは参加型プログラムに慣れていないため、疲れてしまうからです。一方、海外のユースからは「もっとスピーディにやってほしい」という意見が出ました。すべての人が気に入るプログラムにするのは難しいですね。

午後は「体験＆ワーク」とし、8グループを3班

に分けて、3つのプログラムを行いました。どの班も全部のプログラムを体験できるように、時間を決めるなど工夫しました。

まず、2グループは茶道、2グループは着付けの体験教室に参加しました。茶道と着付けは、海外ユースに日本文化を知ってもらいたくて企画したのですが、日本のユースにも人気がありました。

残りの4グループは合同で「居心地のいい場所を書き出すワークショップ」を行いました。各自に居心地の良さをもたらしてくれる物や事柄、場面や状況を挙げてもらい、大判の模造紙に書き出します。他の人の意見を見て気づくことも多く、その発見がエンパワメントにつながったように思います。

夜は2時間弱のミニコンサート(自由参加)。大人と一緒に、和太鼓やマーチングバンドの演奏を楽しみました。コンサート後の軽食は、大阪ならではお好み焼き、たこ焼き、助六寿司をはじめ、温野菜など8種類を楽しんでもらいました。

◆3日目：テーマは「助け合い」

この日の午後は、「大阪おもろいでツアー」を予定していました。しかし、午後に台風が直撃することがわかったので、朝、参加者全員にどうするかを決めてもらいました。選択肢は「時間は短くなるが、午前中にツアーを決行する」「ツアーは中止」の2つで、圧倒的多数によって午前中に実施することになりました。

行き先は「大阪城」「なんば」「通天閣」「鶴橋(コリアンタウン)」の4カ所です。短時間でしたが、グループで協力しながらツアーを楽しんでくれました。地元・大阪の若者たちがリーダーシップを発揮することができたのも、良かったです。

午後は「自分たちの経験を共有しよう」というワークショップを行いました。参加者の共通点は、社会的養護(ケア)を受けた経験や関わった経験があることです。しかし、つらい体験を語るだけだと、苦労話の披露で終わってしまいます。ケアを受けた経験をプラスの体験に変えていくために、「後輩たちに伝えたいメッセージ」という形でまとめるにしました。残念ながら時間が足りず、まとめるまでは行きませんでしたが、いろいろな立場の人たちが、自分の気持ちを素直に話せる場を持てたのはとても良かったと思います。

夜のディナーはユースだけで集まり、ビュッフェ形式



の食事をしながら、社会的養護の経験者でもあるなかけんさんやDJゆうすけさんのパフォーマンスを楽しみました。前ページ下の写真は、経験者のたけしさんがディナーの間に描き上げた絵です。「美味しいで、面白いディナーだった」と好評でした。

◆4日目（最終日）：テーマは「閉会式に向けて」

午前中はグループごとに、前日に出たたくさんの意見の中からいちばん伝えたいことをメッセージとしてまとめ、それを模造紙に書き出して、色紙や光るテープなどで自由に飾りつけました。

みんなが書いたメッセージは「共に築く人生努力することで結果はついてくる」「生まれてきてくれて、ありがとう！」「仲間がいる。大切な一人。みんなを信じて。絆」「みんな同じ一つの大家族だから、勇気を持って、自信を持って！」「ひとりじゃない、つながりを大切に、前向きに」「対応の差をなくせ！自分たちの意見にもっと耳を傾けて！」「自分たちはどんな時も“勝者”であり、必要な人間である。みんな、本当の家族になることができて、里親制度が自分たちのレッテルではなく、愛と平和がすべてを征服する」「YOU ARE NORMAL. YOU ARE LOVED. SPEAK OUT TO MAKE A CHANGE. LOVE AND BELIEVE IN YOURSELF & OTHERS.(あなたは普通だし、愛されている。変化を起こすために声を上げよう。自分と他の人たちを愛し、信じよう)」です。

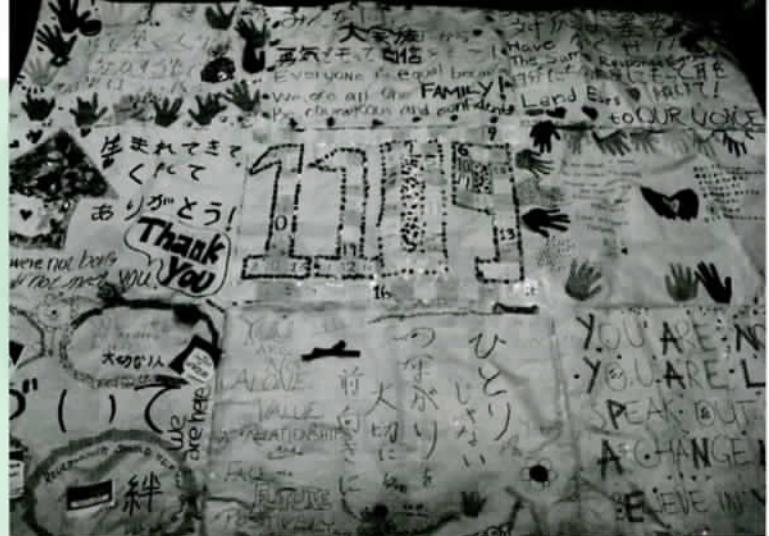
メッセージが書かれた8枚の模造紙を貼り合わせ、中央には参加した約90人のユースの社会的養護の経験年数を足した数字「1109」を配して、大きなポスターにしました。「1109」の部分は、チラアウトルームで過ごした人たちが飾り付けてくれました。

閉会式では、有志がこのポスターを持って壇上に上がり、各グループのユースが選んだ代表者が伝えたいメッセージとして発表しました。発表後、大きな会場が拍手で埋め尽くされたことが印象深く残っています。ユース一人ひとりの“力”が伝わったと確信できた瞬間でした。

経験者の声を制度に活かせる仕組みを

大会を無事にやり終えた中村さんは、今年のゴールデンウィークにカナダのバンクーバーを訪れ、社会的養護の関係団体を視察して回りました。そのひとつにFBCYICN (Federation of BC Youth In Care Networks) という当事者団体があり、2011年のIFCO世界大会でユースプログラムの責任者を務めた青年がいたそうです。

中村：偶然の出会いでしたが、「本当に大変だったね！」という話題で盛り上がりいました（笑）。それ



▲共同制作のポスター

以上に私たちが実感したのは、ユースプログラムを実施したこと自体、大きな影響があったということ。カナダでは、大会に参加したユースが「これからも集まりたい！」と言い出し、「各地域で集まっている」という動きが広がっているそうです。

大阪大会の意義も、そこにあると思います。大会後の12月、16人のユースが大阪に集まったのですが、「IFCOで出会った人々にこうしてまた会えて、いろいろな話ができる良かった」「こういう場があることが大切だと思った」「また、こんな集まりをしたいです」という感想が多く寄せられました。そういう「集まりたい！」という想いや声を大切に、IFCOに参加した皆さんに新しい動きを起こしてくれることを期待しています。

また、カナダでは経験者の声を政策に反映していくシステムがあり、FBCYICNではブリティッシュ・コロンビア(BC)州政府の委託を受け、経験者の声を制度に活かす取り組みをしているそうです。「日本の社会では、社会的養護経験者の声はどのように位置づけられていますか？」と質問されたとき、私はうまく答えることができませんでした。

制度を良くしていくには、経験者の声がとても重要です。私を含め、経験者たちは日本の社会的養護がもっと良くなってほしいと願っていますし、自分たちの経験を改善のために活かしてほしいと願っています。しかし、経験者、とくにユースだけで制度を変えていくことは難しいのが現状です。ユースの想いを支え、協力してくれる大人が必要なのです。若者をコントロールしようとせず、彼らの立場になって考え、支援してくれる“大人サポーター”が増えることを願ってやみません。

●中村みどりさんの連絡先

NPO法人キーアセット 大阪事務所
電話 06-6720-6811 Fax 06-6720-6812
midori.nakamura@keyassetsnpo.jp

私の 養育体験



檜山 孝子さん（東京都）



▲夫の檜山栄さんと孝子さん

里親の役割は、子どもの心を癒すこと

子どもの変化にこまやかに気づく

私は、群馬県の児童養護施設で保育士として勤めた後、30代後半で結婚し、息子を授かりました。でも、一人っ子を育てるのはかえって大変なんですね。前から里親をしてみたいと思っていたこと、里子を迎えて長男と兄弟のように育てたかったことから、長男が小学4年生のときに、夫の了解を得て東京都の養育里親になりました。

2年後、5歳のKくんを迎えました。ハキハキした明るい性格で運動神経は抜群、都会的な感じの男の子でした。ただ、わが家に来た当初はおねしょが続きました。最初のうちは夜中に起こしてトイレに連れてきましたが、熟睡しているので、起こすと「濡れててもいいんだ！」と怒ります。「弱みを見せたくない」という気持ちもあったのでしょうか。

それで、Kくんの腰にバスタオルを巻いて寝かせ、濡れたらタオルを交換することにしました。さっぱり感を味わってほしかったのですが、Kくんは朝起きたときにタオルが乾いていると、「濡れてない！」と喜び、その喜びが自信となって、おねしょは半年ほどで治りました。

運動の得意なKくんは小学1年生から地域のサッカーチームに入り、私もクラブの合宿に付き添ったりして楽しい子育てでした。また、夫と長男、Kくんの3人でよく山登りに行きました。長男は7歳下のKくんを可愛がり、よく面倒を見てくれました。

Kくんが中学を卒業するとき、2歳半のRくんを迎えました。Rくんは生後2カ月で乳児院に預けられ、半年後に母親に引き取られましたが、家庭でひどい虐待を受け、再び乳児院に保護された子どもでした。赤ちゃんのときに命の危険を感じるほどの怖い体験をしたため、不安感が非常に強く、すぐにパニックを起こします。Rくんが小学校になると、私

はRくんにかかりきりになってしまいました。

その頃、Kくんは大学生、既に20歳を超えていました。私は「もう大人だから、大丈夫」と思い、Kくんの心にできた隙間や寂しさに気づけなかったのです。あるとき、様子がおかしいので、学費を入れておいた彼の口座をチェックしてみると、残金がほとんどなく、びっくり仰天しました。バチンコで使ってしまったようです。そのうえ大学は留年、夫に頼んで学費を出してもらいました。

夫と私にはショックな出来事でしたが、Kくんには良い経験になったようです。卒業が延びたことで親友と出会えたので、「僕にとってはプラスだった」と話しています。

Kくんは今年2月、長くお付き合いしてきた女性と、東京タワー近くのホテルの最上階で結婚式を挙げました。会場のテーブルには1人ひとりの名前が書かれた席札が置いてあり、開くと、Kくんの手書きのメッセージがありました。私のカードには「たくさんの愛情をもって育てていただき、ありがとうございました。そのおかげで、私も○○さん（お嫁さんの名前）を愛することができます」と書いてあり、うれし涙でウルウルしていました。

夫の席札には「今までありがとうございます。これからもよろしく」とあって、夫はKくんに「俺はお前を本当の息子と思っている。だから、これからも相談してくれ」と話していました。

アタッチメント（愛着の絆）を築くには、子どもに与えるだけではダメで、子が求めていることに親が応えることで、絆ができるのだそうです。でも、親には子どもの気持ちがなかなかわかりません。だからこそ、子どもの立場になって考え、日々の変化にこまやかに気づかなければなりません。Kくんは、そのことを教えてくれました。

寄り添いながら、じっと待つ

2歳半で迎えたRくんは現在、高校の3年生です。養育は山あり谷ありで、ときには奈落に落ちたように感じた時期もありました。とくに小学5、6年のときは校長先生が無理解だったため、Rくんも私も大きな苦しみを味わいました。

その校長先生は、強い不安感からいろいろと問題を起こすRくんを心身障害児学級（現・特別支援学級）に移したかったのです。でも、友だちと離れなくなかったRくんは首を縦に振りません。校長先生がとても厳しい態度で接したので、Rくんは怖くて学校に行けなくなってしまいました。

それでも、小学校の行事でオーケストラ鑑賞があったとき、Rくんは頑張って参加しました。自分が並ぶところがわからず、同級生の後を少し離れて付いていくRくんを見て、校長先生は「団体行動ができないれば、修学旅行には行けませんよ！」と叱責したそうです。Rくんは帰宅するなり、「僕は修学旅行に行けないんだ！」と泣き叫びました。学校に行けない子どもが必死の思いで参加したのですから、「よく来たね」と優しく声をかけてほしかったです。

その頃、Rくんは毎日、色とりどりのモール（針金に色糸をからませたもの）で人形を作っていました。ゲームのキャラクターなのか、怪獣や騎士が多かったです。Rくんは、言葉にできない思いをモールの人形を作ることで発散していたのでしょう。いま振り返っても、本当に苦しい時期でした。

私が大事にしているのは、子どもの心を癒すこと。具体的には待つこと、そして寄り添うことです。

たとえば、Rくんは小学生のときから中学まで、夜、近所の公園に行っていました。本当は昼間行きたいのですが、他の子どもたちがいるので入れないので。夜は誰もいないので、遊具で遊び、芝生でバク転をし、園内を何周も走るなどして1時間くらい遊びます。私も付いていき、Rくんが10周する間、私は3周くらいしました（笑）。

同じ時間や体験を共有することで、子どもとの距離が近くなります。だから、一緒に行くときには付いていって、Rくんと同じことをしてみる。そばにいれば、彼が困ったときにすぐ助けることもできますから。

高校生になったいまは、口うるさくしないように心がけています。Rくんは学校で嫌なことがあると、翌朝なかなか起きません。不機嫌なまま、玄関のドアを叩きつけるように閉めて出していくこともあります。でも、帰宅すると「朝はごめんなさい」と謝り

ますし、一緒に台所に立って夕食の支度をすることもあります。そのときはいろいろな話をしてくれて、私の質問にも素直に答えてくれます。

子どもの成長を見守るには、忍耐力が必要ですね。そのときにはわからなかった子どもの行動や気持ちがあとで理解できることも多いので、内心はイライラしてもいいから、待つことが大事だと思います。ただ、じっと待っているのはつらいので、里親の話を聞いてくれる第三者が必要です。

長男の支えがあってこそ

KくんとRくんを育てるにあたって、長男はいろいろな形で協力をしてくれました。長男の果たしてくれた役割は大きかったです。

幼稚園のときにADHDと診断されたRくんが普通学級に入れたのも、長男が文部科学省から出されたばかりの通知を見つけ、印字して渡してくれたからです。主人と私は、その通知をもとに教育委員会や小学校を相手に頑張ることができました。

家族旅行に行くときも、長男は計画から切符の手配まで何でもやってくれました。飛行機で青森に行つたとき、Rくんは出発前に不安が高じてパニックを起こしていました。私は「乗り遅れるのではないか」とハラハラしましたが、長男が1時間の余裕をもってスケジュールを立てていたので、無事間に合いました。

中学の修学旅行のときも、Rくんの不安を軽減するため、家族で真冬の京都に行きました。Rくんは大勢の人が苦手なので、ホテルの朝食バイキングは利用できませんでしたが、予行練習のおかげで本番ではパニックにならずにすみました。そんな小さな成功体験を積み重ねながら、進んできたのです。

Rくんは高校を卒業したら、CGやアニメーションなどを学ぶ専門学校へ進む予定です。学校見学に行ったとき、先生から「CGの技術者が活躍できる場は非常に多いので、外国で仕事をすることもできます」と言われ、「海外でものづくりをしたい」という将来の夢が生まれました。

長男は昨年結婚し、今年1月に男の子が生まれました。Rくんは、大事な兄をお嫁さんと赤ちゃんにとられたようで、焼きもちと孤独感を感じているようです。「俺には、兄貴たちのように相手が見つからないかもしれない」と寂しそうに言うので、「ちゃんと神様が見つけてくれるよ」と話しました。その日が来るまで、Rくんを見守つていけたらと願っています。

（取材・構成 村田和木／ライター）

たくさんの人たちに会えて良かった

後藤 聰志さん（20歳）

後藤聰志さんは2歳から里親家庭で育ち、中学2年生になるとき、当時できたばかりの児童養護施設に移りました。高校中退後は施設で生活しながらアルバイトをし、一昨年3月、18歳で社会に出ました。工場で働いた後、東京都内の新聞販売店に転職。現在は正社員として働いています。がっちりとした体格で、まだ20歳とは思えない落ち着きのある聰志さん。仕事が休みのときにお話を伺いました。（村田和木／ライター）

里親と施設、両方を経験して良かった

——半年ほど前、7年ぶりに聰志さんの里親である入江さん宅を訪問して1泊したそうですね。

「自分にとって入江家は実家ですね。空白期間はありました。戻るとホッと感じる感じがあります。入江家には実子も里子もいて、一緒に育った彼らはきょうだいです。1ヶ月や2ヶ月のつき合いではないので、入江家と縁が切れる事はないですね」

——入江さん夫妻は聰志さんと別れてから、連絡が来るのを待ち続けていたそうですよ。

「いつかは顔を出さなくてはいけないという気持ちはずっと持っていたんです。でも、一人前の社会にならないと顔向けできないと思っていたので。東京に来てから入江家に電話をしたとき、里父に『そんなこと気にしなくていいから、早く帰ってこい！』と言われたので、会いに行きました」

——ご夫妻は、聰志さんが施設に移ってからも交流を続けたいと願っていました。

「入江さんは児童相談所に、『学校の長い休みには、聰志を家に迎えたい』と申し入れたそうです。でも、児童相談所は施設に対し、『入江さんは聰志くんとの関係を切りたいと言っています』と伝えていたんです。里母は手紙やはがきを何通も書いて、児相に預けたのですが、俺に届くことはなかったです。

入江さんと施設はお互いを誤解しあっていました。入江家を訪ねたとき、誤解があることがわかつたので、どちらに対しても『そうじゃないよ』と説明しています。自分は入江家と施設の両方を経験できて良かったと思っているので

——具体的にはどんなことですか？

「入江家で育って良かったのは、感情表現が豊かになったことです。施設では感情表現が苦手な子が

多いんですよ。でも、自分は喜怒哀楽がはっきりしていて、自分がいまうれしいのか、悲しいのか、怒っているのかがちゃんとわかります。

入江家で育つことで豊かな感情が養われ、施設で生活することで、それに気づくことができた。入江さんも『聰志にはずっと我が家で生活してほしかったけれど、うちにいたらこんなに成長しなかった』と言ってくれました。だから、両方で生活したことは間違ひなかつたし、環境を変えることは大事だと思います」

——聰志さんが入江家を出た理由は何ですか？

「なぜ、自分が出ることになったのか、よくわからないんですよね」

——思春期でイライラしていたのかな？

「これは入江さんには話していないのですが、入江家には実子が4人いて、上3人は自分と年が近いんです。施設に行って少しだったとき、『実の子たちと里子の自分への対応に差があると感じたのかもしれない』と思いました。

それに、入江家にはテレビも車もないし、ゲームが禁止でした。だから、学校の友だちと同じことができない。子ども時代は他の子と違っていることが苦痛なんですね。入江家は、当時の自分にとって窮屈だったと思います。羽根を伸ばしていかなかった。施設では、ゲームはなかったけれど、テレビを見るることはできたので、うれしかったですね」

自分の意見はちゃんと伝える

——聰志さんがいたのはどんな施設ですか？

「2007年春にできた小規模な児童養護施設で、定員は約30人です。自分が入ったときは開設したばかりだったので、職員と子どもが一緒になって施設をつくっていました。たとえば、テレビのリモコ

ン権についても、みんなで話し合って決める。そのとき、「自分が思ったことはちゃんと伝えるべきだ」と教わりました。将来の役に立つように、全員が意見を発表し、職員も自分の考えを述べます。みんなで話し合って、自分たちで変えていく。だいぶ勉強になりましたね。

あと、職員はどんな状況になっても、子どもに手は出しません。煙草も吸いません。施設内に煙草の臭いを持ち込んではいけないんです。施設には思春期の子どももいるし、煙草の臭いで実親を思い出してしまう子もいる。職員は、言わば親の立場ですね。子どもたちは生活と人生を職員に預けているのですから、子どもに悪い影響を与えるようなことはするなという方針です。

関西には定員が100人とか200人という大きな施設もあるそうですが、それだと、職員が子ども1人ひとりに対応できないでしょう。自分のいた施設では、子ども6人に対して職員が1人ついているので、丁寧に見てもらえたと思います」

—聰志さんは、高校をやめた後も施設で生活していたんですよね。高校を中退すると、半年程度で施設を出されると聞きますが……。

「施設長が『頼るあてのない子どもを社会に出して、生活できるはずがない。それをわかっていないながら出すことはできない』と頑張ってくれたんです。それで、同級生が高校を卒業する年の3月まで施設で暮らしました。アルバイトで稼いだお金は貯金して、無駄遣いしないようにと職員が通帳を管理してくれました。そのおかげで結構貯まったので、自分の車を買いました」

—入江家に来るまで、聰志さんはお父さんと暮らしていたそうですね。お父さんの行方はわかっていますか？

「施設にいるとき、児童相談所が父親の現住所を調べて、神奈川県にいることがわかったんです。でも、なかなか会いに行かなかったので、施設長が出張帰りにその住所を訪ねて、父親に会いました。外見が俺そっくりらしいです。

施設長が父親の電話番号を聞いたら、「いま聰志と話しても、何を話していいのかわからない」と言ったそうです。自分にとってお父さんはお父さんだから、声を聞くだけでよかったです。お金がなくてカッコ悪いのはわかっているのだから、ありのままの姿を見せてくればいい。だから、自分から父親に会いたいとは思わないですね」

学力より人間性が大事

—工場勤務から新聞販売店に転職したのは？

「工場ではアルバイトだったので、給料が安かつたんです。社長のところに行って『正社員にしてほしい』と頼んだら、提示された条件が高卒以上でした。この会社に俺の未来はないと思ったので、中卒でも上を目指せる会社を探すことになりました。

当時付き合っていた彼女が病気で亡くなつたことも大きかったです。白血病でした。初めて向き合った死だったので、半年くらいは何も手につかず、落ち込んでいました。でも、勝手な考えかもしれません、こんな自分を見たら彼女が悲しむだろうと思ったんです。だから、前に進もうと。

いまの会社は求人誌で見つけました。都内と神奈川県に販売店を3店舗持っています。実力主義で、契約をたくさんとった人が評価されるので、自分に向いていると思います」

—仕事の内容を教えてください。

「朝刊は早朝2時から6時まで、その後は休憩に入つて、昼の仕事は12時からです。夕刊後も集金や営業があるので、店に帰つて報告をしていると、夜10時くらいになつてしまつますね。休みは月4回ですが、いつ休めるかは決まっていません」

—大変ですね！

「大変だけれども、自分は体を動かしているほうが性に合つているんです。学校で机にじつと座つてゐるほうが苦痛でした」

—それが高校をやめた理由ですか？

「高校は義務教育ですから。大学もそうだけど、働く年になつていて、わざわざお金を払つて遊ぶ時間を買つてゐる。そんな気がして、しようがないんです。読み書きや簡単な計算といった基礎知識は必要だけれど、たとえば三角関数を勉強しても社会で使うことはないじゃないですか。社会に出たときに問われるものは、その人の人間性です。学力がすべてじゃないですよ」

—将来のことは考えていますか？

「自分はお客様に好かれことが多いんです。工場にいたときも、おばちゃんたちに可愛がられました。この仕事に変わってから、いろいろな人に出会つて、自分に自信が出てきました。いまの仕事は給料もいいので気に入つています。ただ、結婚をして子どもができるたら、奥さんと一緒に子育てをしたいんです。いまの勤務体制だとそれは難しいので、どうしようかと考え中です」

＜思い出＞

昭和30年代、村で暮らす小学生だった私は、田んぼの脇の肥え桶に伸びきったコンドームが浮いているのを見たことがあります。当時、産児制限が国家規模で行われていて、寒村にまでそうしたものが配られていたのでしょうか。戦時中の産めよ増やせよの時代は過ぎて、戦後のベビーブームをなんとか終息させようという動きだったのだろうと思います。

遠い親戚同士にそれぞれとてもよく似た少女がいたことも思い出します。双子が生まれて、子どものいなかつの方の親戚が、生れてすぐ一人を養子にもらつたと聞きました。それぞれの親戚の住まいは距離が離れているので、本人たちは会うことはほとんどありませんでしたが、親戚同士ですから法事などがあれば会うこともあります。当人同士は「私たち似ているね」と話していたそうです。周りは知っているのに、本人たちには知らされていないようでした。

今でこそ法律を無視した養子縁組はなくなりましたが、以前は“藁のうえからの養子”と言うのが比較的多かったようです。養子でも里子でもない。戸籍上は実子として届けています。普段はそれで問題もないのでしょうか、財産の分与などの話が出れば訴訟沙汰にまで発展することもありました。

＜特別養子縁組＞

さまざまな事情で実親が育てられない子どもを、別の人気が戸籍上の実子にできる制度として「特別養子縁組」の制度があります。1987年（昭和62年）にできました。前述した“藁のうえからの養子縁組”をなくす目的もあったのかも知れません。制度が出来た当時は年間3000件もの申し立てがあったと言いますが、現在では400件程度に落ち込んでいます。なぜ落ち込んだのか。家庭裁判所の審判が厳格だからではないか、と言う声もあります。

改めて説明するまでもありませんが、普通養子縁組と特別養子縁組の違いは、①普通養子縁組では養親となる者と養子となる者の契約によるが、特別養子縁組は家庭裁判所の審判によって成立する。②普通養子縁組の場合は実親との法的な親子関係が残つて二重の親子関係になるが、特別養子縁組は実親との法的親子関係は切れる。③特別養子縁組の場合は

戸籍上養子と分からないように特別の配慮がなされる。④特別養子縁組は子どもの福祉が目的で、実親による監護が困難・不適当であることなど特別の事情があると認められるときに行われる。その他、原則として養子となる者の年齢が原則6歳未満であることや、実親がいる場合は父母の同意が必要であること、6カ月以上の試験養育期間を経ていること、離縁は認められることなどが特別養子縁組の特徴です。

戸籍上養子と分からないように配慮されていることは子どもの知る権利を侵害していないのでしょうか。知る権利と言えば、実親の情報にアクセスすることにも触れられていません。

＜養子縁組を希望する里親＞

里親制度は、2009（平成21）年の改正をみると、養子縁組を希望する里親も養育だけを目的とする里親も混在する形で制度が運用されていました。そのため、里親制度が正しく理解されず、実親からすると子どもを里親に預けると“どられてしまう”と言う印象を持たれて、委託が進まない原因ともなっていました。

そうした誤解をなくし、里親制度を社会的養護の受け皿としてきちんと機能させるために、2009年の改正では「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」に明確に切り分けられました。まだ数年しかたっていないわけです。改正では、養育里親には研修が義務づけられ里親手当も倍増しました。しかし、養子縁組を希望する里親には研修が義務づけられず、里親手当も支給されず、養子縁組が成立するまで養育費だけがすることになりました。

養子縁組を希望する里親の場合、養子縁組が成立すれば社会的養護から外れることになります。さまざまな養育支援については実子と同様、市町村の子どもの福祉を利用して育てなさい、と言うことです。

たとえば、養子縁組を希望する里親こそ一般的に養育経験が乏しいですから研修の必要があると思います。また養子縁組を希望して里親登録をしたが、養育中に養育里親としてもっと子育てがしたい、と言う里親もいます。こうしたことから、養子縁組を希望する里親にも養育里親として二重登録せたり、研修を受講させたりする地方自治体もあります。

<養子縁組後の養育上の悩み>

養親の立場からすると、養子縁組をした後も子どもの養育については養育里親の養育と同じ悩みがあります。支援のなさから言えば、悩みはそれ以上かも知れません。

虐待を経験してきた子どもの養育の困難さ、中途養育のため養育してこなかった期間にどんなことがあったのか知りたい、真実告知をどうしたらいいか、など。養育中の赤ちゃん返りなどの退行現象や信頼できる養育者を試す行動など日常的な養育での悩みも一般の家庭より里親家庭と同様の悩みと言えます。

そのため養子縁組終了後も未委託里親として登録を続け、里親会に入って里親との交流を続ける人も多くいます。

<養子縁組あっせん事業者>

ところで、昨年あたりから民間の養子縁組あっせん事業者がなにかと話題になっています。法外な手数料を取っていないか懸念する声もあり、一般社団法人全国養子縁組団体協議会が設立されました。今年から4月4日を養子の日とし、それから1ヶ月間を特別養子縁組推進月間として活動することになりました。

5月1日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で都道府県知事などに「養子縁組あっせん事業の指導について」と「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導などについて」が通知されました。

子どもの最善の利益が考慮されていること、養子縁組のあっせんについては営利を目的にしないこと、第2種社会福祉事業の規制に服すること、その他あっせんに際して留意することなどが書かれています。

国全体の問題として少子高齢化があり、不妊治療

者が多い一方で人工妊娠中絶件数も多いです。予期しない妊娠についてもできるだけ産んでもらって養子縁組あっせんを促進していくう、望ましい方向であっせん事業者を育てていくうと言う動きがみられます。

<社会的養護としての養子縁組>

民間の力を借りて養子縁組のあっせんをしていくうとしていることを否定するわけではありませんが、社会的養護の子どもたちの養育方法としての養子縁組があまり議論されていないことに残念な思いがあります。

先にあげた特別養子縁組についても子どもの福祉から作られてはいますが、必ずしも社会的養護の子どもをイメージした内容ではないように思います。社会的養護の場合、6歳以上の子どもの養子縁組もあり得ますし、普通養子縁組が望ましい場合もあります。そして、前にも触れたように、里子同様の養育課題をもっている場合も多いと言えます。

国連が2009年に採択した「子どもの代替的養護に関する指針」でも、長期・永続的な養育方法として、第一に実親の元に家庭復帰させることをあげており、それが難しい場合には養子縁組を推奨しています。

社会的養護の先進国では社会的養護の子どもたちのパーマネンシーに力を注いでおり、安全・安心といった環境の提供だけでなく、長期的な居場所としてとしての安定にも関心が寄せられています。

アメリカでは、社会的養護の子どもたちが養子縁組した場合、養育費も支給され、各種の支援もなされると聞いたことがあります。養子縁組を私的養護と割り切るのではなく、社会的養護の子どもたちの安定した生活環境の提供と位置づけて、制度の整備を図ってほしいものです。

■全国里親会のマーリングにご参加ください

全国里親会では里親制度などに関する自由な意見交流の場としてマーリングを管理運営しており、現在340人ほどが利用しています。まだ利用されていない方はぜひご参加ください。申し込みについてはこのアドレスまで。

→ join-zensato857.Kj2N@ml.freemail.com

■『月刊里親だより』を発行しています

今年から『月刊里親だより』を充実させています。全国里親会のホームページを参照ください。→ <http://www.zensato.or.jp/>

お知らせ

厚生労働省への要望を行いました

5月8日（木）、星野崇会長ほか2名が厚生労働省家庭福祉課を訪問し、要望を行いました。要望の内容は次の通りです。

1. 里親制度の普及と新規里親の開拓について

既に、社会的養護における家庭養護の割合を今後3割に増やす方針が打ち出されていますが、里親制度については十分に周知されているとは言えません。里親制度を社会に広く知らしめ、中長期の方針に見合う里親開拓の計画を示していただきたい。

また、特に学校等における里親制度の理解不足等のため、養育におけるさまざまな誤解があり、多くの里親や児童に混乱が生じてあります。里親制度の普及促進のため、教育界に対する児童福祉制度の徹底について、ご検討いただきたい。

2. 委託の促進について

1) 里親委託ガイドライン及び児童相談所運営要綱で“里親委託優先の原則”が謳われておりますが、まだまだ各地域において完全に実行に移されているとは言えません。

“里親委託優先の原則”が掛け声に終わらないよう施策の徹底をお願いしたい。

特に新生児を含む乳幼児の里親委託を促進するための目標を掲げていただきたい。

2) 子どもの委託にあたっては、親権の主張などによって子どもの利益が損なわれないようにしていただきたい。

3. 養子縁組について

特別養子縁組に見られるように、養子縁組制度は社会的養護と深く関係しており、国連のガイドラインにおいてもパーマネンシーの観点から養子縁組制度は推奨されています。

地域によっては児童相談所が養子縁組の取り組みに消極的であったりしていますが、養子縁組を社会的養護に組み入れていただき、養子縁組希望里親に対しては養育里親と同様の取り扱いとし、審判決定後、養子縁組が成立してからも子どもの養育等に関し支援が続けられるよう仕組みについて検討いただきたい。

4. 新しい里親制度の創設について

週末里親や季節里親の取り組みは広く全国的に行われてありますが、里親登録をしていない者が「季節里親」等里親を名乗るなど、それぞれの地域でまちまちの運用をしてあります。

週末・季節里親の実態を調査し、里親制度の一

つに位置付けるなど制度として機能するよう検討していただきたい。

5. 里親手当の引き上げ等について

1) 里親手当は、2人目以降は減額されていますが、1人目と同額の里親手当を支給していただきたい。

2) 親族里親についても里親手当を支給していただきたい。

3) 登録里親の更新研修等の交通費や未委託里親の委託児童の面会などに要する交通費を出していただきたい。

4) 里親損害賠償保険の保険料については、自治体の独自事業として全額を助成している地域もありますが、委託児童にかかる経費として措置費の対象経費に計上していただきたい。

5) 近年、障害や慢性病をもった子どもが、集団養育になじまないとして里親に委託されるケースが増えています。里親手当に加算するなど里親家庭の負担軽減について検討をしていただきたい。

6) 養育里親に障害児や被虐待児童が委託されているケースがあるなど、専門里親の認定（研修を含む）や委託について課題も多く、専門里親制度について、全面的な見直しをしていただきたい。

また、手当等についても、子どもの現状に見合った加算制度を取り入れるなどの措置を講じていただきたい。

6. 措置延長について

1) 進学や就職ができない、障害があるなどのため、20歳までの措置延長について、自治体に徹底していただきたい。また“必要と認められる場合”的定義について、具体的に定めていただきたい。

2) 自宅を出て進学先の寮・アパートで暮らす場合などに対しても、監護権の行使が認められる場合は、措置延長を認めていただきたい。

3) 満年齢で措置解除となり、障害者職業訓練校などに進む場合、支度費が出ない場合があるが、支給対象とするよう徹底していただきたい。

7. その他

1) 発達障害やPTSDなどについて調査研究を行うとともに、治療を受けやすい環境整備について検討していただきたい。

2) 里親家庭で養育されている子どもについても育児・介護休業法の対象としていただきたい。

3) 保護された子どもが同じ学校などに通学できるよう、一時保護に里親を活用していただきたい。

また、そのための校区単位での計画的な里親開拓をしていただきたい。

4) 未成年後見人の制度を充実していただきたい。国は法人後見人を打ち出しています。そのための制度整備をしていただきたい。

5) ペットの里親など里親という呼称が犬や猫、植木や道路などに使われており、その都度子どもへの影響について配慮するよう申し入れてありますが、「里親」という言葉を名称独占とするなどの措置を講じていただきたい。

「里親信条」を57年ぶりに刷新しました

昭和32年に制定された里親信条が現状にそぐわなくなってきたことから、57年ぶりに見直しを行いました。改訂版の内容は次の通りです。
(基本理念)

一. 私たち里親は、保護者による養育が困難な子どもを家庭に迎え入れ、子どもに寄り添った養育を行います。

(子どもの権利擁護)

一. 私たち里親は、子どもの権利を擁護し、最善の利益に配慮した養育に努めます。

(社会的養護)

一. 私たち里親は、社会的養護の役割を担うものとして、地域社会とのつながりを大切にして養育を行います。

(子どもの発達保障)

一. 私たち里親は、子どもの健やかな成長のため、家庭養護の良さを活かし、子ども一人ひとりにあった養育にあたります。

(里親としての資質・専門性の向上)

一. 私たち里親は、自らの家庭をととのえ、子どもの養育に必要な知識と技術の向上に努めます。

JX-ENEOS奨学助成応募者にみる進路先

JX-ENEOS奨学助成は高校生以上の進学者で応募した全員が給付の対象になります。こうしたことから、進学者の全体の傾向を知ることができます。

全国から99件の応募がありました。辞退2件があり97件の給付対象者の内訳は、男性41件、女性56件。4年制大学への進学が41件(42.3%)、短期大学進学が13件(13.4%)、専門学校への進学が39件(40.2%)、その他4件(4.1%)。

どのような分野への進学なのでしょうか。4年制大学への進学では外国語、工学、福祉、医療、経済など。短期大学では保育、幼児教育など。専門学校では介護、看護、調理、製菓、服飾、電子、理・美容など多岐にわたっています。

応募者全員が給付の対象なのですべての進学者が応募しているとみられると書きましたが、14の府県からは1件も応募がなく、対象の里親家庭に案内が届いていない可能性があります。

養子の日が決まりました

日本財団などは今年から4月4日を養子の日とし、4月を特別養子縁組推進月間として活動することが決まりました。

4月26日(土)、東京の日本財団大会議室で、一般社団法人全国養子縁組団体協議会主催の「第1回養子の日記念 養子縁組団体フォーラム」が開催されました。

厚生労働省から養子縁組あっせん事業の指導の通知

5月1日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で都道府県知事などに「養子縁組あっせん事業の指導について」と「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者等から受け取る金品に係る指導などについて」が通知されました。

子どもの最善の利益が考慮されていること、養子縁組のあっせんについては営利を目的にしないこと、第2種社会福祉事業の規制に服すること、その他あっせんに際して留意することなどが書かれています。

ヒューマン・ライツ・ウォッチが日本の社会的養護に提言

世界中の人々の権利と尊厳を守るために活動しているNGOヒューマン・ライツ・ウォッチが、日本の社会的養護を調査し、5月1日(木)、マスコミ発表を行いました。「夢がもてない—日本における社会的養護下の子どもたち」と題したレポートを作成。国際基準である家庭養護が日本でなぜ進まないか、国会と厚生労働省への提言を行っています。

レポートとともに映像も作成しており、ネット上に公開しています。

<http://www.hrw.org/ja>

(木ノ内博道)

● おすすめの本 ●

次郎物語 第1部

下村湖入著 1987年発行 講談社・少年少女日本文学館25 422ページ
定価：2,000円+税



赤ちゃんで里子に出され、5歳で母に連れ戻された次郎。父は、次郎に何かと心にかけ、見守ってくれたが、母お民、兄、弟、祖父母等との生活に、なかなか馴染めなかつた。戻った日に、弟に寝小便をかけたり、朝食を食べられず、お櫃に手を入れ食べようとしたり、父の残した卵焼きを食べてしまう等、特に母とうまくいかず、学校の校番をしていたお浜の家族と暮らした里子生活が楽しく思い出された。

家に戻り一ヶ月たち、次郎は用心深く家人の動静を窺い、自信があれば嘘もつき、いたずらもした。学校に通う兄には、お浜に会い優しくしてもらっていると思い、嫉妬心をもち、兄が学校に行けないよう、学用品を入れたカバンを便所に放り込んでしまったこともあった。

大晦日も近い日、母の実家・正木家に届け物を持って行った。次郎は正木家が好きなので、一里近くの道を初めて歩いて行き、皆が歓待してくれ泊まった翌日、お浜がやってきた。次郎のことが気になり、様子を聞きに正木家に顔を出していたお浜は、次郎と共に泊まっていった。

翌年、次郎も学校へ通いだした。お浜に握り飯を食べさせてもらうのが楽しく、家に帰りたくない、正木家に行き、何日もそこから学校に通つた。

こうして次郎には、①母の気持ちで生み出される世界。②お浜、父、正木一家に取り巻かれる世界。③自分で開拓した世界、の3つの世界があつた。だが3年になり事情が変わり、弟が入学し学校通いのお伴をすることになった。次郎の第3の世界が崩れたが、兄の喧嘩を助け、弟が壊したものを受け取って、兄弟関係が変わってきた。

やがて学校が新築され、校舎がなくなり、お浜一家は引っ越しことになった。お浜が別れを告

げに訪れ、泊まっていった。4年になり旧校舎も壊され、お浜の思い出が次々と消えていった。その頃、次郎は龍一と親しくなつたが、龍一には春子という姉がいた。龍一の家に遊びに行った日、次郎は、4、5人との乱闘で傷を負い、春子に包帯をしてもらった。包帯を春子に変えてもらうのも楽しかった。

ある夜、次郎は、両親が家を売り町に行くという話を聞いた。家が没落し家族は町に行き、次郎は正木家に預けられた。なぜ自分だけが、お浜の家、正木家へと移っていくのか、と考えていた。

6年になり、母が結核療養のため、正木家にきた。次郎は、父から厳しい生き方を求められ、人間への一転機が訪れていた。春子の結婚も間近になり、お浜への思いと重ね合わせた感情が起つっていた。

母の病状が芳しくなく、お浜も呼ばれた。母は次郎とお浜に「この子には心の中であやまつておる」「お前にも一度あやまつておかないと気がすまなかつた」と言って、ぐっすり寝込んだ。その4日後、母は亡くなつた。

次郎物語は、次郎が里親と暮らした生活と実母との暮らしを比較してしまう6年生までの少年期を描いている。子どもの心理や行動を、これほど素直に表した物語も少ないのではないか。73年前に出版されたことも注目したい点だ。

次郎物語第1部は、1941（昭和16）年に出版された。その後多くの出版社から発行されているが、紹介した本は、難しい言葉には行間に色刷りの説明注を加え、関連知識も身につくよう、詳しい説明と、豊富なイラストでわかりやすく工夫されているので、紹介させていただいた。

加藤 勝彦

編集
後記

●本紙は、限られたページ数で、現状報告、問題解決につながる情報や考えたい内容・課題を掲載し続けようと思います。以前報告した事例が、広がったこともあります。皆様の体験・経験を伝える本紙の役割はかなり大きいのでは、と100号を迎えて考えました。（加藤） ●本紙も100号を迎えました。年に4回発行しているうち今年度は1回分しか日本財団から助成してもらえない、存続の危機に瀕しています。有料紙にすると広告を掲載するなどの案が出ていますが、いずれも解決には程遠く、皆さんからアイデアを求めています。（木ノ内） ●IFCO世界大会のユースプログラムはとても楽しかったようです。同じ立場の仲間と本音で話し合えた喜びと解放感は、忘れない経験になったでしょう。1回限りで終わらせるのはもったいないし、ユースの声を制度改善に結びつける仕組みも必要です。（村田）

里親だより 第100号 発行日 平成26年5月30日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：星野 崇
編集人：木ノ内 博道 編集委員：加藤 勝彦・村田 和木 印刷所：株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp